４　前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

５　第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあっては、第二十七条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

６　第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十条の二から第四十条まで　削除

（溶接検査実施要領書）

第三十条の二　原子力規制委員会は、第二十六条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十七条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

２　原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査合格証等）

第三十一条　原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

（施設定期検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設）

第三十二条　令第三十五条第一号の原子力規制委員会規則で定める廃棄物埋設地の附属施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃棄施設

二　非常用電源設備

（施設定期検査の申請）

第三十三条　法第五十一条の十第一項の検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする事項及び期日

２　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

３　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（閉鎖措置計画又は廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合）

第三十四条　法第五十一条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画に係る閉鎖措置の対象となる特定第一種廃棄物埋設施設又は法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる特定第一種廃棄物埋設施設内に放射性廃棄物が存在する場合とする。